

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議の開催について

平成 26 年 8 月 29 日

内閣総理大臣 決裁

1. 児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、政府全体として関係省庁が連携して効果的な児童虐待防止対策を講じるため、児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）を開催する。
2. 副大臣等会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
議長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官
構成員 少子化対策を担当する内閣府副大臣
共生社会政策を担当する内閣府副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
法務大臣の指名する法務副大臣
文部科学大臣の指名する文部科学副大臣
厚生労働大臣の指名する厚生労働副大臣
警察庁次長
3. 副大臣等会議の庶務は、厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、副大臣等会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。